

(様式 1－3)

須賀川市復興交付金事業計画　復興交付金事業等個票

平成 26 年 6 月時点

NO.	2	事業名	須賀川市市街地整備事業（市街地再開発事業）	事業番号	D-16-1				
交付団体	須賀川市		事業実施主体（直接/間接）	須賀川市（直接）					
総交付対象事業費	2,156,389（千円）		全体事業費	3,887,065（千円）					
事業概要									
○東日本大震災により、市内の住家家屋の約半数が全壊や大規模半壊などの被害を受けました。特に市街地中心部におきましては、住家や店舗等の建物への被害が集中し、市庁舎、総合福祉センター及び第一小学校が使用不能となる甚大な被害を受けました。									
震災において、市庁舎は災害時における防災拠点としての役割を果たすべきでありましたが、地震直後には使用不能となつたため、隣接する体育館に災害対策本部を設置せざるを得ない事態となり、震災対応における関係部局間や市民との連絡調整等に混乱が生じた状況となりました。									
さらに、市体育館は、緊急災害時の周辺住民の避難所として位置付けているため、災害対策本部機能と避難所機能が併存する異常な事態となりました。									
また、市街地中心部に位置する総合福祉センターも使用不能となる被害を受けたために、市庁舎機能を代替えする施設が失われ、現在における復旧・復興の取り組みにあたりましても、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスに支障を来している状況となっております。									
このため、使用不能となつた市庁舎の再建にあたりましては、震災を踏まえ、市民の安全・安心の確保を含めた防災・減災の観点から、市庁舎の耐震強化などの防災機能を充実させるとともに、敷地内にある公民館や図書館機能の移転を含め、住家被害が集中している市街地中心部の再構築を視野に入れた「市街地再開発事業」により、都市機能の充実強化を進める必要があります。									
【事業概要】									
・建物補償 (H26) ・事業面積：約 2.9 ha ・事業箇所：須賀川市八幡町地内									
【市街地再開発事業】									
・担当省庁：国土交通省 ・事業名：市街地再開発事業（市街地整備） ・基本補助率：2／5									

当面の事業概要

<平成 26 年度>

- ・市庁舎建設工事（共通通行部分等整備）
- ・工事施工監理
- ・移転補償（体育館・芭蕉記念館外）
- ・建物補償
- ・個人建物等補償費（借家人）

<平成 27 年度>

- ・市庁舎建設工事（共通通行部分等整備）
- ・工事施工管理

東日本大震災の被害との関係

○東日本大震災により市街地を中心に住家家屋の被害が市内全域におよび、全壊家屋が 1,249 棟、大規模半壊が 418 棟、半壊が 3,084 棟、一部損壊が 10,516 棟となるなど、市内家屋の約半数の建物に被害が生じ、市内 4 頃所の仮設住宅に 157 世帯、377 名が入居している状況となっており、市民生活に大きな影響を及ぼしました。さらに、災害時の防災拠点となるべき市庁舎が使用不能となる被害を受けたため、行政機能の市内各所への分散を余儀なくされ、市民サービスの支障を来している状況となっております。また、市民活動や市民交流の拠点として、また中心市街地における賑わい創出に重要な役割を果たしてきた総合福祉センターが使用不能となり、さらには第一小学校も使用不能となるなど、市街地中心部において甚大な被害が生じたところであります。

関連する災害復旧事業の概要

○仮庁舎建設事業

- ・建設場所：須賀川市牛袋町 12 番地（市文化センター駐車場）
- ・建設規模：建築面積 1,003.02 m²
延床面積 1,926.40 m²
- ・建物構造：軽量鉄骨ブレース
- ・リース期間：平成 24 年 6 月～平成 28 年 3 月（46 ヶ月）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	